

自序

人ゆけは草生(くい)ずして道絶(だぶ)ず 人  
不まねはくさ生(くい)て 道たゆるなり  
大方のをしへの道も猶かくの

ことし さはいへ そは野山の細  
道なり こたひ 公の御教則は  
広く平らかにして大なる道

なれば いつれの人か ゆかざらんやは  
いつれの人か ふまさらんやは

明治七年二月

一、『三則正辨』の筆者は味酒麿翁である。本名は不明であるが、或は伊予国温泉郡鎮座阿治沼(美神社)名神の祠職田内逸有でもあらうか。阿治美神社は世に味酒社と呼ばれる社である。

一、明治七年、京都四書堂刊。

一、本書は、今日の新書版で七行・十七字詠、三十七丁。

### 三則正辨

#### 味酒麴翁述

敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事  
神代ハ、神ナガラ神サビヌ事モ受得給ヘル身魂共ニ神ナ  
レバ、有トシアル所為ハ何レモ神ノ御所為ナリ。生次ユ  
ク程、漸ク神ハ神、人ハ人ト別レテヨリ、神ハ上天ニ在シ  
テ人ヲ祐ケ、人ハ下土ニ住シテ、神ヲ敬ス。感應道通  
ジ、上下文明、祭政一致ニシテ國治リ家齊フナリ。天  
祖大神宮、宝鏡ヲ取テ、天忍穗耳尊ニ向ヒ、吾兒此鏡ヲ  
視ルト、猶、我ヲ視ルガ如ク、斎鏡トシテ床ヲ同フシ殿  
ヲ共ニスベシ、ト宣ヒテ授ケ給ヒシヲ、御代々々、御次  
次ニ伝ヘテ、御玉体ヲハナタズ斎ヒ祀リ玉ヒ、又正シク  
大神宮ノ神靈ヲ大殿ノ内ニ安置シ玉ヒケルガ、漸ク御  
威靈ヲ恐レサセ玉ヒテ、人皇第十代崇神天皇ノ御時ヨリ、  
殿ヲ共ニシ床ヲ同フシ玉ハズ。豊鍬入姫命ト申ニ託奉

リテ、大和国笠縫邑ニ斎ヒ祀ラセ玉ヘルナリ。御代々々  
神祇ヲ崇メ尊ミ玉ハザルハアラネドモ、此天皇ハ殊ニ  
天神地祇ヲ崇メ祀リ、国々ニ在ス神々ノ神地神戸ヲ定メ  
テ、天下ノ災害ヲ除キ、五穀ノ豊饒ヲ祈リ玉ヒシヨリ、  
後ニハ崇神天皇ト謚号シ奉ツレリ。掛マクモ畏キ御事  
ナガラ、人タルモノ、神ヲ敬シゾメ奉ルニハ崇神天皇  
ヲ以テ規モ頓トシテ努々輕侮ノ心ヲ挾ムマジキナリ。儒教  
ニモ鬼神ヲ敬シテ之ヲ遠クストイヘルハ、実ニサルトニ  
テ、今日凡夫ニシテ狎々シキ時ハ必ズ疎略ニナリテ、冥  
福ヲ受ザルノミナラズ、却テ現罰ヲ受ベキナリ。已ニ源  
平争乱ノ時、長州櫻浦ニテ軍兵主上ノ御舟ニ入乱レス  
夫ハ凡人ノ見ルマジキモノゾ、ト制シモ敢ズ、御蓋ヲ放  
チケレバ、目鼻ヨリ血出テ、其儘倒レテ死タリトゾ。神  
威ハ斯マデ恐ロシキ者ナレバ、今日我々ノ祭レル神ノ棚  
トモ努力疎略ノ心ヲ存ズベカラズ。世遙カニ降リテ今  
日ニ至リテハ、神代トヤランハ、有シニヤ、無リシノ  
ニヤ何ノ事ヤラン、訣ノ別ラヌコト思ヒテ、自カラ敬神ノ

心失果ル人多シ。又何モシラズニ神信心スル人ハ、我身勝手ノ欲心ヨリ、歩ヲ運ビ、我身勝手ニナラザル時ハ、神ハ無モノヤウニ思ヒテ、之ヲ輕蔑スル人少カラズ。是皆神道ノ根元ヲシラザルヨリ起ルヲナレバ、此度三條ノ有ガタキ御趣意ニ基ヅキ、此マデノ旧習ヲ改メテ、神道ヲ明カニシ、生テハ神國ノ人トナリ、死テハ神國ノ神界ニ入ベキナリ。

抑神道ノ根元ト申ハ、先我身ノ起ル所ヲ明カニ弁フベキナリ。我身魂父ヨリ受タリトセんや、母ヨリ受タリトセんや。モシ父母ノ両精相合シテ出来タル所ノ身魂トセバ、其父母ノ身魂ハ誰ヨリ受タリトゼン。必ズ又其父母アリテ、其父母ノ両精相合シテ出来タル所ナリトゼン。斯云テ、推モテ行時ハ、其根元必ズ神ノ御所為ナリ。

又我身魂父ヨリ受タリトセんや、母ヨリ受タリトセんや、ト云ニ父ヨリ受タリト云ハ、汝ガ父ハ人形細工ヲ誰ニ習ヒテ生動ノ人形ヲ造リ覚エタルニカト云。母ヨリ受タリト云ハ、汝ガ母ハ誰ヨリノ伝ヘニテ、水火土風ノ四ヲ結ビ合ス術ヲ知タルニカト云。サレバ父モシラズ

母モシラズ、唯二人ノ禰覺ノ仕事ニ、誰ノ伝ヘモ誰ノ教ヘモアラネ。何時ノ間ニヤラ括ヘ覚エタリト云。サレバ父母之ヲ括ヘナガラ何故出来ルト云訳ハ更ニシラズ。只斯スレバ斯出来ル者ト思ヒテ、出来レバ我括ヘタル子ト思ヒツツ寵愛シテ育ミソダツルナリ。是ヲ以テ能能弁フベシ我身共ニ父母ヨリ受タルニアラズ。何レモ神ノ御所為ナリ。最初伊弉諾・伊弉冊命、ミトノマグハヒセントテ、男神、女神ニ向ヒ、汝ニ如何ナル所カアルト問玉ヘルニ、女神生々テ生足ザル処一処アリト答ヘ玉フ。男神、我ニ生タテ生余レル処一処アリ。我生余レル処ヲモテ、汝ガ生足ラザル処ニマグハシミン、トテマグハシ玉ヘルナリ。是ヲ以テ考フレバ、伊弉諾・伊弉冊ノ二神サヘモ、何故斯スレバ斯出来ルト云訳ハ知玉ハザルナリ。此根元ノ細工人ハ高産靈・神產靈ノ一二柱ノ神ニテ、其細工ヲ云付玉ヘルハ、此乃チ天御中主尊ナリ。サテ夫ニ付、天御中主尊・高産靈・神產靈命ハ、遙カニ神代ノ神様ニテ今ハ何方ニ御坐ルヤラントハ思フベカラズ。手近ク我身魂ハ此三柱ノ神ノ御恵ヨリ出来タルナ

り。古歌ニ、

君見レバムスブノ神ゾウラメシキ

ツレナキ人ヲ何ツクリケン

此歌ノ心ハ、恋ノ歌ニテ君ヲミレバ産靈ノ神様マデウラ  
メシイ。何故ニ斯マデ思ヒテモツレナキ人ヤラン、カカ  
ルツレナキ人ハ、ムスピコシラヘズトヨキモノヲ、コシラ  
ヘタ神様ガウラメシイ、ト詠タルニテ、是ニ神ノ御所為  
ナルヲハ、中古マデモ申伝ヘノアルヲニテ、今新ニ考ヘ  
テ云「ニアラズ。斯此神達ヨリ受得タル所ノ我身魂ナレ  
バ、夭折スルモ長命ナルモ、生死ハ皆神ノ御ハカラヒナ  
リ。只已トシテ神ヨリ受得タル寶物ヲ傷フマジキナリ。

凡ソ人死シテ行先ニ何事ノ有ヤラント思フヨリ、地獄ノ  
極楽ノト云「ガ出来ルナリ。神道ハ有ノマ、心ノ汚穢ヲ  
祓ヒステ、固ノ清淨ニカヘルナリ。畢竟生死ハ昼夜ノ  
ゴトク還元復本トモ云ヒテ、結ビタル水火土風ノ解テ、  
固ノ水火土風ニカヘルナリ。喻ヘバ土人形ハ一固マリノ  
土ナルガ、打破レテ大地ノ土ニカヘルガ如シ。心ハ固ヨ  
リ覚知ノ者ナレバ、受ヌ先モ覺知、受テ後モ覺知、死シ

テ後モ覺知ナリ。喻ヘバ清淨ノ池水ヲ、一つノ桶ニ結ビ

タルガゴトシ。一生濁ラヌヤウニシテ、固ヘカヘセバ本  
ノ清淨ノ池水ナリ。生得ノ悪人ハ、池水ノ汀ノ泥ニ濁レ  
ル水ヲ結ベルナレバ、生涯澄ヤウニ教ヘテ、澄シテ固ヘ  
カヘサスベシ。神國ノ旧風、夏越ノ祓トテ、六月晦日河  
辺ニ行テ、一年一年毎ノ造レル罪ヲ祓ヒステ、身魂共  
ニ清淨ナラシムル。是乃チ神道安心ノ肝要ナリ。尤産土  
神ハ、其地其地ヲ分守シテ、其地ノ人ノ生死ハ、産土神  
ノ所司ナレバ別シテ大切ニ致スベシ。

サテ又上ニ云ルガ如ク、天御中主尊・高產靈・神產靈ノ  
ノ神ヨリ化生玉フアナレバ、此三柱ノ神々ガ現前ナレ  
バ、八百万ノ神モ現前イマスコナリ。必ズ神代ヲ遙ナル  
コニ思フベカラズ。唯我心ノ水ノ汚濁ヨリ、現前イマス  
神ノ御姿ノ移ラヌナリ。

愛国トハ、

皇上ノ忝モ 天祖ヨリ承嗣テシロシメス大御國ヲ、大事  
ト思食テ、天神地祇ヲ御尊崇アソバサレ、時々節々祭祀

怠タラズ、普天率土、一民モ其所ヲ得ザル者ナク、災害  
起ラズ、五穀成就シテ、上下安穏ナラン。ヲ祈リ玉ヘル  
事ナリ祭政一致ナル事ヲ思フベシサテ我々ニ於テハ、斯マデ思食ス

歎慮ヲ深ク有難ク忝キ。ヲニ思ヒテ、明テモ暮テモ忘ル、

トナク、神明ニ向ヒ奉リテハ、我身上ノヨリモ先ヅ  
聖上ノ宝祚万歳ナラン。ヲ祈リ奉リテ、御國恩ヲ報ゼン  
ヲラ思フベシ。サテ日々我ガ身分々ノ職業ヲ專ラトシ  
テ四支ヲ怠ルベカラズ。是則チ分限想応ノ愛國ノ心得方  
ナリ。古歌ニ、

春日野ノ若菜摘ツ、ヨロヅ代ヲ

イハフコ、ロハ神ゾ知ルラン

此歌ハ、奈良ノ京ノ頃ノ歌ニテ、早春春日野ニユキテ若  
菜ヲ摘ニモ、心ノ内ニハ方今ノ

皇上万々歳マシマセヨ、万々歳マシマサバ、吾モアヤカ  
リテ、万々歳生テ、春毎、此野ニ來テ、若菜ヲ摘フモノ  
ヲ、摘タイモノジヤ。サテ斯マデ、皇上ノ御事ヲ思ヒ奉ル  
我心ヲ、誰モ知ル者ハアルマイガ、定メテ此春日ノ神様  
ハ、御知リナステ御坐ルデアロウト、皇上ヲ深ク思ヒ、

御代ヲ祝ヒ奉リテ詠ル歌ナリ。全躰 上ノ御恩ノ有難サ  
ハ、下タル者誰モノスマデ思ハネバナラヌ筈ナリ。又  
老ヌレバ同ジコトノミセラレケリ

君ハ千代マセ君ハ千代マセ

此歌ハ、老ノ操言ヲ申シテ、老人ハ兔角物忘ラシテ、同  
ジ言ト何反モクリカヘシテ云モノナルガ、我ハ唯  
ノ御上ヲノミ明テモ暮テモ思フテ居ルカラ、何時デモ  
上様ハ千年マシマセ、上様ハ千年マシマセトノミ云フナ  
リト、老人ノ深切ヨリ詠ル歌ナリ。又

君ガ代ハ千代ニ八千代ニサミレ石ノ  
巖トナリテ苔ノムスマデ

此歌モ、君ガ御上ヲ思ヒテ、千年万年万々年カハラセ玉  
ヲノナク、チイサキ小石ノ大キナル巖ニ成テ苔ノ青々ト  
生マデ、御出アソバサル、ヤウニト詠ル歌ナリ。只口先  
ノ詞ノミナラズ、眞実ニ斯マデ思ハネバナラヌ事ナリ。

皇上ノ下ヲ思ヒ玉フヲハ、仁德天皇ハ御即位ノ後、三年  
ノ間、貢調丁役ヲユルシ玉ヒテ、宮殿モ修理シ玉ハズ。

又

アール・オタカヤ  
或時高屋ニ登リテ民戸ヨリ許多煙ノ立チ登ルヲ觀覽マシ

ミルベシ。

／＼テ、

高キ屋ニノボリテ見レバ煙リ立チ

タミノ竈ハニギハヒニケリ

ト詠セ玉ヒテ、民ノ喜ビヲ喜バセ玉ヒ、又天智天皇ハ、

秋ノ夜、百姓ノ艱苦ヲ思ト遣セ玉ヒテ、

秋ノ田ノ刈穂ノ庵ノ苦ヲアラミ

ワガコロモデハ露ニヌレツ、

ト詠セ玉ヒ、

醍醐天皇ハ、寒夜ニ下ノ貧苦ヲ思ヒヤラセ玉ヒテ、御衣

ヲスベシ玉ヘルナド、上ノ下ヲ思ハセ玉ヘル御事ハ、何

レノ御代トテモ、親ノ子ヲ思フガ如クナレモ、親ノ思フ

ホド子ハ思ハヌ者ナリ。于茲又一ツ心得オカネバナラヌ

事アリ。万民ノ事ヲ古ヨリ詔命ニハ大御宝ト訓セ玉フ

事ナリ。何故ナレバ大御國ノヨロヅノ物ハ万民ノ力ニヨ

ツテ出来ル者ナレバ、頗テ万民ヲ大御宝トハヨバセ玉フ

ナリ。斯クマデ、我々ヲ大事ニ思食ス御心ヲ知ラズシ

テ、四支ヲ怠リテ徒ラニ日月ヲ送ランヤ。能ク／＼考ヘ

天理人道ヲ明カニス可キ事

天理トハ大虛蒼々ノ中ニ水火土風ノ四ツ巡環上下シテ変

化ヲ成ス。上ニハ日月星辰ノ象ヲアラハシ、下ニハ山川

國土ノ形ヲ生ス。人畜草木ノ區別、何レモ天理ニアラザ

ル者ナシ。其原由ヲ尋ヌレバ、何レモ天御中主尊ノ神慮

ヨリ生出ル者ニシテ、八百万ノ神達ノ八百万ニ分レテ、

八百万ノ物ヲ主宰シ玉ヘルモ、天御中主尊ノ一体ヨリ生

出玉ヘルナリ。能々思フベシ。大虛ノ中、一物ナケレバ

東西モナシ、南北モナシ。上モナシ、下モナシ。四方上

下ナケレバ、固ヨリ中央モ無モノナリ。一物生ジテ中央

アリ、上アリ下アリ、左アリ、右アリ、前アリ、後アリ

四方四維モ、此ヨリ始マル。奇哉妙哉。一点一物、天

御中主ノ在サル者ナク、高產靈・神產靈ノ神化ヲ離ル

ル者ナシ。高產靈・神產靈ノ詔命ヲ受テ、伊弉諾・伊弉

冊命ノ國土ヲ始メ、人畜草木一切ノ品物ヲ生付ケ、果々

ニハ日神月神ヲ生デ、昼夜ヲ主ドラシメ玉フ、唯大方

ニ造化ノ工ト思ヒテ、神業ノ恩ヲ思ハズンバ有ル可カラ

ズ。凡ソ神業ニ造ラセ玉ヘル生動ノ者ノ中ニ、五体ノ具  
ハルヲ以テ上品トセラレ、偏頗シテ五体ノ具ハラザル者  
ヲ下品トシテ、上品五体具ハリタル者ノ用ニ備ヘ玉フナ  
リ。サレバ五体具ハリタル人ホド尊キモノナシ。因テ人  
ヲ万物ノ靈トイフナリ。斯五体具ハリタル身ヲ受ナガ  
ラ、徒ラニ我靈ナルヲ知ラズシテ生涯ヲ送ランヤ、人  
道ヲ能ク／＼弁フベキ事ニコソ。

抑ミ五体ハ頭ト四肢トナリ。四支ハ足ナリ。頭ニ耳目  
口鼻アリ。手足ニ左右アリ。五本ノ指ヲ具足セリ。目物  
ヲ見テ五色ヲ弁ヘ、耳声ヲ聞テ五音ヲ分チ、口声ヲ發シ  
テ四声平上去入ヲナシ、唇舌牙齒喉ニ亘リテ五十音ヲナ  
シ、六律六呂ニ響キテ種々ノ樂曲ヲ起ス。舌物ヲ味ヒ  
テ、五味ヲワカチ、鼻物ヲ嗅デ善惡ノ香ヲ弁フ。足アユ  
ミ、手業ヲナス。自由自在ナルト、禽獸ニクラベミレバ  
拙劣ノ身ヲ受ルモ、神化ノ恩ヲ思ハズンバ有ベカラズ。  
マシテ人並々ノ身ヲ受テハ、人並々ノ分ヲ尽スベキナ  
リ。サテ又五体ヲ偏頗ニ受テ生動スルモノ、大小種々ナ  
レドモ、凡ソ大キナル者ハ偏頗スクナク、小ナル者ハ偏

頗甚ダン。偏頗スルノ果々ニハ、高產靈・神產靈ノ慰ミ  
ガテラ戯レニ造リ玉ヘル形モ、往々見ユルナリ。最々面  
白キ事ニテ、唯々奇々妙々ト謂フベシ。両手両翼ト成テ、  
空ヲ飛モノハ鳥ナリ。両手前脚ト成テ地ヲ馳ルモノハ獸  
ナリ。鳳凰麒麟ハシラズ。牛ハ重キヲ負テ用ヲナシ、馬  
ハ走テ用ヲ為ス。皮ヲ留メテ用ヲ為スモノハ、熊羆虎豹  
ナリ。鷲ハ武士ノ矢ノ為ナリ。妻問フ鹿ハ、御筆ノ林ナリ。鯨  
ハ骨ヲ留メテ用ヲ為シ、蚕ハ糸ヲ吐テ用ヲ為ス。其外、  
肥肉ノ食用ニ供スル膏油ノ闇夜ヲ照ス。何レモノ人類ノ為  
ナラズト云フ事ナシ。サテ又、神化ノ賦与シ玉フニ一物  
ヲ心ヲ用ヒテ作リナシエハザルモノナシ。象ノ鼻ハ何  
故長キヤラント思ヘバ、手前脚ト成テ四足ナレバ手ヲ使  
フヲ能ハズ。形重大ニシテ頭高ク啄地ニ付ケテ食スル事  
能ハズ。因テ其鼻ヲ長クシ、鼻ニテ物ヲ卷取テ食ヘトテ  
与ヘ玉形ナリ。鶴ノ頭啄脚ハ何故長キヤラント思ヘ  
バ、田或ハ沢水ノ泥ノ中ニ立テ水中ノ魚或ハ落穂ヲ求食  
テ生活セヨトテ賦与シ玉ヘル形ナリ。其外蟹ニ挾ミヲ与

シ。凡ソ水ニスムモノハ、水馬水牛共ニ足ヲ変ジテ鰐ト  
ナシ、水鳥ハスペテ水カキヲ与ヘテ、水ニ游ブニ便ヨカ  
ラシム。又神化ノ戯レトハ蚯蚓ノ足ナキ、蚯蚓ノ足多キ、  
茲ノ足ヲ取テ蚯蚓ニモ付ラレズ。海月ニ目鼻モ穿タレズ  
マシテ蛸ハ魚カトオモヘバ魚ニアラズ、虫カト思ヘバ虫  
ニアラズ。其脚ハ八本ニシテ、陸地ヲ歩ム便ニアラズ。  
頭頓テ腹ニシテ、物ヲ食ヒテハアタマヲフクラカシ、両  
眼ヲクルメカシテ墨ヲ吹テ樂ミトス。是ナトハ全ク神化  
ノ戯レニ、高産靈・神產靈モホ、笑ツ、造ラセ玉フナル  
ベシ。此類猶有リ。

或問フ。五臍具<sup>ゾハ</sup>ラザルモノ、五臍具<sup>ゾハ</sup>リタルモノ、用ヲ為  
スヲ尤サモ有ベシ。此外竜蛇ヨリ細虫ニ至リ、無用ニシ  
テ害アルモノ多シ。是皆神化ノ誤リナランカ、如何。答  
云。サニアラズ。神化ノ一切ノモノ、形ヲ布ク、無用ノ  
モノノテ又用ヲ成シ、有用ノモノ却テ無用トナル。スペ  
テノ玄妙量ル可カラズ。譬ヘバ細虫ハ、人ノ為ニ用ヲナ  
サズト雖トモ、人ノ為ニ用ヲ成ス鳥獸ノ食物。草ハ、人

ノ食ニアラストトイヘドモ、人ノ為用ヲナス牛馬ノ食物ノ類。其他、性ノ善惡、水ニ清濁アルガ如シ。是以テ神化ノ妙用ナルベシ。

ラシム。又神化ノ戯レトハ蚯蚓ノ足ナキ、蚯ノ足多キ、  
マシテ蛸ハ魚カトオモヘバ魚ニアラズ、虫カト思ヘバ虫  
ニアラズ。其脚ハ八本ニシテ、陸地ヲ歩ム便ニアラズ。  
カネラヤガヘラ  
頭頓テ腹ニシテ、物ヲ食ヒテハアタマヲフクラカシ、両  
眼ヲクルメカシテ墨ヲ吹テ染ミトス。是ナトハ全ク神化  
ノ戯レニ、高産靈・神產靈モホ、笑ツ、造ラセ玉フナル  
ベシ。此類猶有リ。

凡不食シテ生動ノ理ナケレバ、一物一物生活ノ便ヲ与ヘ  
玉ヘルフ、上ニ云ヘルガ如シ。サレド鳥獸魚虫何レモ毛  
羽鱗甲アリテ寒暑露ノ患ナシ。人ハ裸虫ト云テ、生レ  
ナガラ裸ナレバ、衣服屋宇ヲ以テ雨露寒暑ヲ防ガザルフ  
ヲ得ス。近頃ノ御布令ニ、人タルモノ自力ニ衣食スルハ  
勿論ノ事ナリ、ト有シハ実ニサアルベキ事ニテ、禽獸ハ  
五躰具ハラズ、手羽足ト成テ、自由ヲ得ズ。人ハ五躰具  
シテ、耳目口鼻ノ働き、手足ノ運用、自力ニ生活セヨト  
シ

或問フ。五臍具ラザルモノ、五臍具リタルモノ、用ヲ為ス。尤サモ有ベシ。此外龍蛇ヨリ細虫ニ至リ、無用ニシテ害アルモノ多シ。是皆神化ノ誤ナランカ、如何。答云。サニアラズ。神化ノ一切ノモノ、形ヲ布ク、無用ノモノ却テ又用ヲ成シ、有用ノモノ却テ無用トナル。スベテノ玄妙量ル可カラズ。譬ヘバ細虫ハ、人ノ為ニ用ヲナ

人道ハ、君臣父子夫婦兄弟朋友。此ヲ五倫ト云テ、此間

ヲ程能治メテ一生ヲ送ルガ人道ナリ。然ルニ五倫ハ夫婦ガ事ノ本ナリ、如何トナレバ夫婦有テ而シテ父子アリ、兄弟有リ、君臣有リ、朋友有リ、ト云者ナレバ、人ノ人タル根元ノ道ハ、夫婦ナリ。夫婦ノ根元ハ、伊弉諾・伊弉册命ニ始マル。伊弉諾・伊弉册命、御戸ノ媾合セントテ、天御柱ヲ廻リ玉フ時、女神先唱テ曰、アナニエヤエオトコ。男神、後ニ唱テ曰、アナニエヤエヲトメ。堵媾合ノ蛭子ヲ産玉ヒテ、男神・女神共ニアキレ玉ヒテ、太占ヲ以テ、皇親神漏岐・神漏美ニ問セ玉ヘルニ、女神、男神ニ先達ノ故ナルヲ告玉ヘルニ依テ、改メ廻リ、男神マヅ唱テ曰、アナニエヤエヲトメ。女神後ニ唱テ曰、アナニエヤエヲトコ。サテ媾合シテ国土ヲ始メ一切ノ物ヲ生付玉ヘリ。是乃チ千古男女ノ明訓ニシテ、所得ノ子ノ善惡ハ、夫婦ノ道(ノ)此理ニ背クカ、背カザルカノ間ニアリ。此理ニ背クノ甚シキハ、不具ノ子ヲ得テ父母ノ生涯此ガ為ニ苦ムニ至ル。何ノ人倫カアラン。是故ニ男女(ハ)、平生此理ヲ弁ヘ夫婦ノ道正シキヲ得テ、媾合スル時ハ必ズ正直全玉ノ子ヲ生ベシ。正直全玉ノ子ヲ

得ル時ハ、父子ノ親尤厚カルベシ。父子ノ親厚キヲ得テ、兄弟友子ノ情密ナルベシ。斯父子夫婦兄弟ノ間、和睦シテ一家ノ内、琴瑟ヲ鼓スルガ如クナル時ハ、出テ君臣朋友ノ間、其適宜ヲ得ザルハアラザルベシ。兎角男女ノ事ハ閨中私ノ欲情妄リナルニ思ヒテ、其正シキヲ得ルハ能ハズ。天地ノ大倫、人タル者尤モ慎マズンバ有ルベカラズ。

### 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

豐葦原千五百秋瑞穂田ハ吾天孫ノシロシメス因ナリ、ト言依シ奉リテ、天降リ玉ヒシヨリ、万世一統ノ御因体ナルハ誰モノ知ル所ニシテ、外因ニハスベテ無例ナリ。神國ノ神國タル所ハ、実ニ此處ニシテ、古ヨリ、台位ニ心ヲ掛、天下ノ權ヲ掌握セントヲ、計ル者ハアレ凡正シク、皇位ニ心ヲ掛タル者ハ、弓削道鏡・平将門二人ナリ。カ、ル無智ノ者ハ、忽チ亡ブル例ニテ、赫タル皇位今猶大神宮ノ御計ラヒニシテ、日嗣ノ御位ト申スハ此故ナリ。サテ又此ニツノ心得アリ、恒スル時ハ必ズ正直全玉ノ子ヲ生ベシ。正直全玉ノ子ヲ武天皇都ヲ山城ニ遷シテ、唐朝ノ制度ヲ摸シ、日本國中

ヲ郡県ニシテ御統御有ツルガ、四百余年ノ星霜ヲ経テ、

ヘ

紀綱陵夷シ、源平争乱ノ頃ヨリ、天下ノ權(ハ)武門ニ帰

キ

シ、大名小名起リテ諸団ヲ分領セシヨリ、何時トナク、

ヘ

封建ノ姿ニ推移レルナリ。

封建郡県ノ称号ハ、固震旦ヨリ起ル所ニシテ、震旦ノ

ヘ

往古、周ト云ヘル代ハ、皇親及ビ有功ノ者ヲ諸団ニ封

ホウ

ジテ其祿ヲ世々ニセシムル之ヲ封建ノ制度ト云ナリ。

ヘ

其後周ノ代、亂レテ戰団ト成リ、七雄互ニ争ヒシガ、終

シ

ニ秦ト申スガ天下ヲ併存シ、封建ノ弊ヲ一洗シテ天下

ヘ

ヲ郡県ニ立替テ、統御セシナリ。之ヲ郡県ノ制度ト云

ヘ

フ。其後秦亡ビテ漢ト成リ、漢亡ビテ晋ト成リ、晋亡

ヘ

ビテ六朝ト成リ、六朝亡ビテ唐朝ト成リタリ。此間ノ

ヘ

制度(ハ)大同小異アレドモ、大牀ハ郡県ノ制度ヲ用ヒ

タリ。封建ノ制度ハ公侯伯子男ト分チ、其団々ニ封ズ

ル者ユエ、天子ヨリ庶人ニ至ルマデ、其間甚遠シ。

郡県ノ制度ハ、天下スベテ平民ニシテ、其内ヨリ人撰

シテ一代カギリ使フ者ユエ、天下ノ人、スベテ平民ス

ベテ王臣ナレバ、天子(ト)庶人ノ間、甚近シ。是乃

チ封建郡県ノ替リ目ニシテ、君臣ノ間、心得方大ニ相  
違アリ。

今也

ヘ

皇運御一新アリテ、日本全団ノ力ヲ尽シ、外國万

ヘ

方ニ向ヒ玉ハンノ

ヘ

叡慮ニシテ全団ヲ府県ニ分チ、富田

ヘ

強兵ノ基ヲ立玉ハントス。実ニ聰明英智ノ聖断ニアラザ

ヘ

ルヨリノベ何ヲ以テカ此ニ至ランヤ。然ルニ我々ハ今日

ヘ

マデモ、鎖田土着ノ旧弊ニ馴テ、奮發雄飛ノ時ヲ知ラ

ズ。

ヘ

飽食暖衣安々ニシテ今日ヲ送ランヲ欲ス。愚ナル

ヘ

哉。癡ナル哉。只々

皇上ノ観慮ヲ仰ギ、朝廷ノ御布令ヲ守リ、身分々々ノ職業ヲ専ラトシテ、至

ヘ

治ノ鴻化ヲ待ベキナリ。

ヘ

三則正辨 畢

加藤玄智博士記念学年会会則

- 一、名称 本会は、加藤玄智博士記念学年会と称する
- 一、目的 本会は神道の特性とされる生祠の研究をすすめるとともに、ひろく神道全般にわたる問題をも研究対象とし、もつて神道精神の深化充実をはかる
- 一、事業 本会は左の事業を行なう
- 1 研究会ならびに講演会
  - 2 機関誌「神道研究紀要」の発行（年二回）
  - 3 関係史料の刊行
  - 4 その他必要な事業
- 一、事務所 本会の事務所を東京都渋谷区代々木明治神宮社務所内におく
- 一、会員 本会は個人又は団体をもつて左の通り組織する
- 1 正会員 年額一、〇〇〇円（一口）を醸出する有志
  - 2 賛助会員 年額一万円以上
  - 3 名誉会員
- 一、入会 本会の趣旨に賛同する者は隨時入会できる
- 一、役員 本会運営のため左の役員を置く
- 1 会長 一名
  - 2 副会長 一名
  - 3 理事 若干名（代表一名）
  - 4 会計監査 一名
- 一、総会 総会は毎年一回、会長が招集し、次の諸項を行なう
- 1 会長の推戴、会計監査の選出
  - 2 予算決算の承認
  - 3 事業計画・報告の承認
  - 4 会則の改廃
  - 5 その他必要な事項
- 一、理事会 理事会は理事・監事をもつて構成し、総会に付議する案件その他の重要事項を審議する
- 一、経費 本会の経費は、正会員・賛助会員の負担する会費および寄付金その他の収入をもつてこれに充てる
- 一、施行 本会則は、昭和五十年五月十七日から施行する